

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和5年4月3日（令和5年（行情）諮詢第309号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第638号）

事件名：「弾道ミサイル防衛技術共同研究」につづられている文書の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる179文書（以下、順に「文書1」ないし「文書49」、「文書51」ないし「文書57」、「文書59」ないし「文書141」、「文書143」ないし「文書145」、「文書147」ないし「文書171」、「文書173」ないし「文書176」、「文書178」ないし「文書183」、「文書185」及び「文書186」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成17年2月7日付け情報公開第00338号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異義申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）2003年1月31日付け情報公開第00356号で定めた開示期限を事前に説明なく破って開示を遅らせたことに対して事後的な救済を求める。

開示期限を遵守しないのは、明らかに違法な行為であり、請求者に対して事後的な救済が行われてしかるべきである。

第3 謝罪の説明の要旨

1 経緯

(1) 処分庁は、平成15年1月6日付けで受理した異議申立人の別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、法11条による開示決定期限の特例の適用を行った後、191件を対象文書として特定し、12件を開示、46件を部分開示、133件を開示しないとする決定を行った（原処分）。

これに対し、異議申立人は、同年2月28日付けで、「一部に対する不開示決定の取り消し。」及び「2003年1月31日付情報公開第00356号で定めた開示期限を事前に説明なく破って開示を遅らせたことに対して事後的な救済を求める。」旨の異議申立てを行った。

(2) その後、処分庁は対象文書及び原処分の内容を改めて吟味した結果、文書99については29項目が、また、文書132については1項目、2項目、4項目、12項目及び14項目の各総番号とパターンコード、並びに5項目ないし11項目及び15項目ないし20項目が、それぞれ不開示とすべきところ、開示決定通知書において不開示扱いとなっていたことが判明したため、平成31年4月22日に行政手続法13条1項1号に基づく聴聞手続きを経て、これらの部分を開示に変更した。

(3) なお、本件異議申立人は、平成17年4月12日付けで処分庁に対し再度、同じ請求件名で開示請求を行ったため、処分庁は、上記(1)と同内容の開示等決定を行った。同決定に対して本件異議申立人は、平成17年4月30日付けで異議申立てを行ったため、諮問庁は平成23年2月8日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問したところ、平成26年4月23日付けで平成26年度（行情）答申第19号（以下「先例答申」という。）を得ている。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に掲げる179件である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書19、文書48、文書51、文書132、文書133ないし文書135及び文書181の外務省職員及び防衛庁職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

(2) 文書2、文書6ないし文書8、文書10、文書14、文書16、文書25、文書42、文書46、文書92、文書99、文書118、文書123、文書132、文書139ないし文書141、文書144、文書145及び文書148のうち、大臣発電信案・FAX公信案の総番号（1項目左上（日付の上）、左下（「転報」の下））及びパターンコード欄並びに大臣宛電信・FAX公信の総番号（各頁最上行、1項目の「総番号」の右）、配布先一覧（電信のみ、1項目の上部約4分の1）、発受

信時刻（1頁目の日付の右）及びパターンコード（1頁目ほぼ中央））は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し不開示とした。

- (3) 文書54、文書62、文書99（4頁目ないし7頁目）、文書134及び文書165は、情報提供者氏名、所属等、情報提供者の識別につながる情報であって、公にすることにより、今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。
- (4) 文書17、文書22、文書27、文書45、文書161及び文書162は、企業より非公式に提供された情報又は公表しないことを前提とした民間企業関係者の発言内容であり、公にすることにより、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条2号及び3号に該当し、不開示とした。
- (5) 文書1、文書3ないし文書9、文書11ないし文書15、文書18、文書23ないし文書25、文書28、文書29、文書31ないし文書33、文書34（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号7以外）、文書35、文書36、文書38ないし文書43、文書46、文書68、文書69、文書99、文書105、文書117、文書119、文書121、文書123、文書124、文書127、文書128、文書133（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外）、文書134（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1、3以外）、文書135（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外）、文書136ないし文書138、文書140、文書141、文書147、文書149、文書150、文書152、文書154ないし文書158、文書160、文書163、文書176、文書181（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外）、文書185及び文書186は、公にしないことを前提とした関係国との協議の内容又は我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
- (6) 文書20、文書21、文書26、文書30、文書34（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号6以外）、文書37、文書44、文書47、文書49、文書51（開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外）、文書52、文書53、文書54（開示決定等通知書の

「不開示理由一覧」の番号3以外)、文書55ないし文書57、文書59ないし文書61、文書62(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号3以外)、文書63ないし文書67、文書71ないし文書91、文書94ないし文書98、文書99(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号2、3以外)、文書100、文書102ないし文書104、文書106ないし文書112、文書114ないし文書116、文書120、文書125、文書126、文書129ないし文書131、文書132(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外)、文書151、文書153、文書159、文書164、文書165(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号3以外)、文書166ないし文書171、文書173、文書174、文書178ないし文書180、文書182及び文書183の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(7) 文書19(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外)の不開示部分は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の活動等に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(8) 文書22(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号5以外)、文書48(開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号1以外)、文書70、文書93、文書101、文書113、文書122、文書143及び文書175の不開示部分については、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした。

4 不開示事由の補充について

(1) 文書113の不開示部分並びに文書143及び文書175については、政府部内の協議の内容に関する記述であって、法5条5号に該当し不開示としたが、当該協議内容が明らかになると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、同条3号の不開示事由を追加する。

(2) 文書48については、法5条1号に該当し不開示とした部分及び同条5号に該当し不開示とした部分について、国の安全が害されるおそれ、

他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、同条3号の不開示事由を追加する。

- (3) 文書132（21枚目ないし36枚目）の不開示部分及び文書133ないし文書135のうち法5条1号に該当し不開示とした部分について、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、同条3号の不開示事由を追加する。
- (4) 文書51及び文書181の不開示部分については、法5条1号の不開示事由を撤回する。

5 新たに開示する部分について

- (1) 文書19（2枚目の6行目、3枚目及び4枚目、5枚目のうち防衛庁職員の氏名、役職、階級等）については法5条1号に該当し不開示としたが、改めて検討した結果、不開示とすべき個人情報に該当しないため、開示することとする。
- (2) 開示決定等通知書の「不開示理由一覧」の番号2による不開示部分のうち、パターンコード及び発受信時刻以外の部分については、改めて検討した結果、法5条6号に該当しないため、開示することとする。
- (3) 文書48（33枚目ないし35枚目）の不開示部分については、法5条5号に該当し不開示としたが、開示しても政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれはないと考えられるため、開示することとする。
- (4) 文書70の不開示部分については、法5条5号に該当するとして不開示としたが、開示済みの部分と同様の情報が記載されていることから、開示することとする。
- (5) 文書93については、法5条5号に該当するとして不開示としたが、開示済みの部分と同旨であることから、開示することとする。
- (6) 文書99（4枚目ないし7枚目）の不開示部分については、法5条6号に該当するとして不開示としたが、開示しても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと考えられるので、開示することとする。
- (7) 文書101の不開示部分については、法5条5号に該当するとして不開示としたが、開示済みの部分と同旨であることから、開示することとする。
- (8) 文書122は、法5条5号に該当するとして不開示としたが、開示しても政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれはないと考えられるので、開示することとする。
- (9) 文書132（1枚目、4枚目及び14枚目の電信情報以外の不開示部分、及び21枚目）は、法5条3号及び5号に該当し不開示としたが、開示しても外国政府との信頼関係が損なわれるおそれ、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれはないと考えられるので、開示

することとする。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張し、一部に対する不開示決定の取消しを求めているが、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で、原処分を行っており、審査請求人（原文ママ）の主張には理由がない。また、異議申立人は、「開示決定期限を遵守しないのは、明らかに違法な行為であり、請求者に対して事後的な救済が行われてしかるべきである。」旨主張しているが、処分庁としては、既に開示決定を行っており、異議申立人の主張には理由がない。

7 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和5年4月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月12日 | 審議 |
| ④ 令和7年11月5日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号ないし3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めている。

諮問庁は、上記第3の4において、一部の文書の不開示部分につき、法5条の不開示事由を修正した上で、上記第3の5において、文書の不開示部分の一部につき新たに開示し、また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は改めて検討した結果、別表2に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1に掲げる部分について

当該部分には、弾道ミサイル防衛等について、他国から得た情報、他

国と協議した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、弾道ミサイル防衛に関する他国との協議内容等が明らかとなり、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

当該部分には、弾道ミサイル防衛等について、他国等から公にしないことを前提として提供された情報等を踏まえ、政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、弾道ミサイル防衛等に関する政府部内での協議・検討内容及び他国等との協議内容等が明らかとなり、安全保障に関する政府部内の考え方、関心事項等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条1号、2号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

当該部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「2003年1月31日付け情報公開第00356号で定めた開示期限を事前に説明なく破って開示を遅らせたことに対して事後的な救済を求める。」旨主張する。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、同月6日付けで本件開示請求を受け付けた後、法11条に基づく開示請求に係る開示決定等の期限の特例を適用し、同年3月7日までに相当の部分に係る開示等決定を行い、平成17年2月5日までに残りの部分を開示することを決定したが、その後、対象文書が著しく大量であり文書の特定ができなかったため、平成15年3月7日までに相当の部分に係る開示等決定ができず、平成17年2月7日付けで本件開示請求に係る全ての対象文書について開示等の決定を行ったとの説明があった。

処分庁が、法11条の規定を遵守せず、相当の部分に係る開示等決定を

行わなかったことは、法の規定に反した不適切な措置であるといわざるを得ず、今後は、処分庁において法の制度趣旨を十分に理解した上で適切な対応をすべきであるが、これらのことをもって処分庁に開示義務が生ずるものではないので、異議申立人の主張は採用できない。

4 付言

本件諮詢は、異議申立て後、約18年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁からは、本件諮詢に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮詢を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮詢は、遅きに失したといわざるを得ない。このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮詢庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号ないし3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条1号、2号、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「弾道ミサイル防衛技術共同研究」（詳細表示〔分類〕対北米地域外交一日米安全保障条約一日米相互防衛援助協定〔作成（取得）時期〕1995年4月20日〔保存期間〕永年〔作成者〕北米局日米安全保障条約課）。

2 本件対象文書

- 文書1 TMD（低速度TMDシステムの開発・配備はABM条約に違反しないとする米ロ間協定署名の中止）
- 文書2 ABM条約に関する米ロ合意
- 文書3 ABM条約に関するSCC合意
- 文書4 TMD（調査訓令に対する回答）
- 文書5 TMD（ABM条約に係る戦略弾道ミサイル防衛システムと非戦略弾道ミサイル防衛システムのデマケーション問題に関する米ロ間交渉）
- 文書6 ABM条約に関するSCC（プレスリリース）
- 文書7 TMD（調査訓令）
- 文書8 ABMシステムとTMDシステムのデマケーション問題をめぐる米露交渉の現状
- 文書9 ABMシステムとTMDシステムのデマケーション問題をめぐる米露交渉の現状
- 文書10 ABMシステムとTMDシステムのデマケーション問題をめぐる米ロ交渉の現状（報道）
- 文書11 TMD（米露首脳会談におけるABM条約に関する共同声明）
- 文書12 米国防省弾道ミサイル防衛局エメリ次長の田中審議官表敬
- 文書13 弾道ミサイル防衛計画の再評価に関するペリー米国防長官のアナウンスメント
- 文書14 ペリー米国防長官によるTMD計画再評価に関する発表
- 文書15 ペリー米国防長官によるTMD計画再評価に関する発表
- 文書16 TMDにパトリオット使用（防衛情報）
- 文書17 件名を明らかにできない文書
- 文書18 TMDに関する米国と諸外国との検討状況（8件）
- 文書19 防衛庁設置の弾道ミサイル防衛研究室について
- 文書20 ロシアの弾道ミサイル防衛能力について
- 文書21 件名を明らかにできない文書
- 文書22 件名を明らかにできない文書
- 文書23 N A T O諸国等のTMD開発及び米国との協力の状況

文書 2 4	TMD（調査訓令）
文書 2 5	TMD（米と欧州諸国との協力、調査訓令）
文書 2 6	TMD調査費（大臣への説明）
文書 2 7	件名を明らかにできない文書
文書 2 8	件名を明らかにできない文書
文書 2 9	件名を明らかにできない文書（2件）
文書 3 0	件名を明らかにできない文書
文書 3 1	件名を明らかにできない文書
文書 3 2	ロングメヤー米国防次官代行の福田外審との懇談
文書 3 3	TMD
文書 3 4	TMD（ロングメヤー米国防次官代行と防衛庁畠山事務次官の会談）（3件）
文書 3 5	TMD（在京米大関係者との意見交換）
文書 3 6	TMD
文書 3 7	TMDに関する防衛庁追加質問に対する米側の最終回答
文書 3 8	TMDに関する防衛庁追加質問に対する米側回答の要旨
文書 3 9	TMD（カトウ北米局審議官）
文書 4 0	弾道ミサイル防衛とABM条約に関する米政府方針
文書 4 1	サトウ北米局長とデービス次官との会談（TMD）
文書 4 2	戦域ミサイル防衛（ドイチュ米国防次官の訪欧）
文書 4 3	マーチンBMD戦略部長によるTMDに関するブリーフィング
文書 4 4	ペリー・イニシアティヴ及びTMD
文書 4 5	件名を明らかにできない文書
文書 4 6	SDIOの名称変更（5件）
文書 4 7	BMDに係る検討状況について（防衛庁作成資料）
文書 4 8	BMD（宇宙の平和利用決議との再整理—法制局修文案）
文書 4 9	BMDに関する総理説明（江沢民訪日と概算要求の関係についての対処方針）
文書 5 1	弾道ミサイル防衛（BMD）について（国会議員等に対する説明のポイント（案））
文書 5 2	BMDに関する当省の対処方針
文書 5 3	件名を明らかにできない文書
文書 5 4	BMDに関する有識者・国会議員等への説明・意見交換（9件）
文書 5 5	BMDの今後の取り進め方（基本的な論点）
文書 5 6	BMDに係る日米技術協力についての最近の動き
文書 5 7	自民党政調・安保調査会の概要（BMDと防衛装備）

- 文書 5 9 BMDに関する防衛庁との意見交換
- 文書 6 0 防衛庁の平成 10 年度 BMD 関連予算についての対外応答要領
- 文書 6 1 防衛庁の平成 10 年度 BMD 関連予算に関する説明資料及び対外応答要領について
- 文書 6 2 BMD（有識者との意見交換）
- 文書 6 3 BMDに関する対総理説明
- 文書 6 4 弹道ミサイル防衛と我が国周辺の安全保障環境について
- 文書 6 5 米国の核抑止力と BMD の関係
- 文書 6 6 BMD
- 文書 6 7 BMD（与謝野副長官へのブリーフィング）
- 文書 6 8 BMD（米国防省クレーマー次官補に対する防衛庁の説明）
- 文書 6 9 弹道ミサイル防衛（サコダ米国防省日本部長に対する非公式説明）
- 文書 7 0 BMD（平成 10 年度予算についての説明資料）
- 文書 7 1 弹道ミサイル防衛（BMD）（総理の反応）
- 文書 7 2 BMD（防衛庁の概算要求）
- 文書 7 3 弹道ミサイル防衛（防衛庁の反応）
- 文書 7 4 弹道ミサイル防衛（古川官房副長官の反応）
- 文書 7 5 弹道ミサイル防衛（総理及び官房長官の感触）
- 文書 7 6 BMD（安藤総理秘書官〔外務及び防衛担当〕の反応）
- 文書 7 7 弹道ミサイル防衛（対総理説明用資料〔防衛庁作成〕に対するコメント）
- 文書 7 8 BMD（自民党加藤幹事長に対する説明等）
- 文書 7 9 BMD（古川官房副長官、山崎自民政調会長の反応）
- 文書 8 0 日米 BMD 共同技術研究に対して予想される周辺諸国の反応等
- 文書 8 1 BMDに関する政策判断及び防衛庁による関連予算要求のタイミング
- 文書 8 2 対総理説明の概要
- 文書 8 3 弹道ミサイル防衛（BMD）と武器輸出三原則等との関係（差し替え）
- 文書 8 4 弹道ミサイル防衛（BMD）と武器輸出三原則等との関係について
- 文書 8 5 BMDと宇宙の平和利用決議（総理説明用資料）
- 文書 8 6 BMDと宇宙の平和利用決議との関係（想定問答の修正）
- 文書 8 7 宇宙の平和利用決議と BMD との関係（差し替え）

- 文書 8 8 BMD と宇宙の平和利用決議と BMD との関係について
(原文ママ)
- 文書 8 9 弹道ミサイル防衛に係る総理報告についての防衛庁案
- 文書 9 0 BMD 予算
- 文書 9 1 弹道ミサイル防衛 (BMD) についての対処方針
- 文書 9 2 BMD 日米共同技術研究着手の決定
- 文書 9 3 弹道ミサイル防衛 (BMD) に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話案等
- 文書 9 4 BMD に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話案等
(上杉副長官・鈴木副長官への説明)
- 文書 9 5 BMD に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話案等
(野中官房長官への説明)
- 文書 9 6 BMD に係る日米共同技術研究に関する官房長官談話案等
(本文のみ)
- 文書 9 7 BMD 日米共同技術研究に関する古川官房副長官への説明
- 文書 9 8 BMD 日米共同技術研究に関する関係閣僚会合
- 文書 9 9 BMD (日米共同技術研究に係る関係閣僚会合等)
- 文書 1 0 0 BMD (年末の段取りについて官房長官説明)
- 文書 1 0 1 BMD に関する年末の日程 (野中官房長官への説明)
- 文書 1 0 2 弹道ミサイル防衛 (BMD)
- 文書 1 0 3 BMD・情報収集衛星 (中山太郎元大臣への説明)
- 文書 1 0 4 BMD (年末の段取りについて) (2 件)
- 文書 1 0 5 BMD (国務省の関与) (2 件)
- 文書 1 0 6 BMD (野党説明結果報告)
- 文書 1 0 7 BMD (防衛庁による大蔵大臣への説明)
- 文書 1 0 8 件名を明らかにできない文書
- 文書 1 0 9 BMD 等 (野中官房長官説明)
- 文書 1 1 0 件名を明らかにできない文書
- 文書 1 1 1 BMD (安保会議に関する鈴木官房副長官・野中官房長官説明)
- 文書 1 1 2 BMD (安保会議 米村総理秘書官説明)
- 文書 1 1 3 BMD (安全保障会議)
- 文書 1 1 4 BMD (「2+2」における取扱い等に関する野中官房長官説明)
- 文書 1 1 5 BMD (「2+2」における取扱い等に関する古川官房副長官説明)
- 文書 1 1 6 BMD (「2+2」における取扱い等に関する上杉・鈴木両官房副長官に対する説明)

- 文書117 TMD・WG会合
- 文書118 S S C (記者ブリーフィング) (2-1)
- 文書119 S S C (概要) (別電2、TMD)
- 文書120 BMD (今後の取り進め方) (2件)
- 文書121 米側応答要領案
- 文書122 BMD (対外説明振り 概算要求との関係)
- 文書123 BMD日米共同技術研究 (米側応答要領案) (2件)
- 文書124 BMD日米共同技術研究 (今後の取り進め方)
- 文書125 BMD各種国内調整 (10件)
- 文書126 BMDと宇宙の平和利用決議との関係
- 文書127 キャンベル次官補代理の訪日 (2件)
- 文書128 TMD (キャンベル国務次官補代理の内話)
- 文書129 BMD (平成11年度予算の概算要についてのタイミング)
- 文書130 BMDと宇宙の平和利用国連決議との再調整 (最終的な政府見解)
- 文書131 BMDに関する説明 (3件)
- 文書132 BMD日米共同技術研究 (MOUの改訂) (3件)
- 文書133 BMD日米共同技術研究・13年度予算要求への対処方針 (案)
- 文書134 TMD (藤崎北米局長のWSJ紙へのバックグラウンドブリーフ)
- 文書135 米上院歳出委員会スタッフの訪日 (米保長との懇談)
- 文書136 首藤防衛庁防衛局長とスローコム国防次官、クレイマー国防次官補との意見交換 別電2 (BMD日米共同技術研究)
- 文書137 日露外相会談 (新指針関連法等)
- 文書138 BMD等に関する日ロ専門家会合 (6件)
- 文書139 BMD等に関する日露専門家会合 (プレスリリース等) (3件)
- 文書140 林北米局参事官とクーパー英外務省アジア局長との意見交換
- 文書141 TMD (日米TMD協力とABM条約)
- 文書143 弹道ミサイル防衛技術に係る共同研究における武器技術の対米供与について (3件) (防衛庁、通産省との協議)
- 文書144 BMD日米共同技術研究 (署名)
- 文書145 BMD日米共同技術研究 (米側記事資料)
- 文書147 BMD日米共同技術研究
- 文書148 BMD日米共同技術研究 (署名日の変更)
- 文書149 BMD日米共同技術研究 (4件)
- 文書150 BMD日米共同技術研究 (E/N、MOUの案文確定)

- 文書151 BMD日米共同技術研究署名時期
- 文書152 BMD日米共同技術研究（E／N案の修正）（2件）
- 文書153 BMD日米共同技術研究に関する交換公文（案）
- 文書154 BMD日米共同技術研究のためのE／N及びMOUの構成について
- 文書155 BMD日米共同技術研究
- 文書156 日米共同技術研究E／N案（高安全性発射薬BMD）
- 文書157 BMD日米共同技術研究（E／N案の送付）
- 文書158 BMDに関する日米協力について
- 文書159 TMD調査費
- 文書160 玉沢防衛庁長官発ペリー国防長官宛返書
- 文書161 THAAD開発への参加プラン
- 文書162 ミサイル防空システムの構築について
- 文書163 書簡（2件）
- 文書164 BMDに関する対総理説明（資料：周辺諸国との関係）
- 文書165 BMD「有識者への働きかけ」（中間報告）
- 文書166 BMD関連平成11年度予算要求
- 文書167 BMDの今後の取り進め方（基本的な論点）
- 文書168 トーキング・ポイント
- 文書169 BMD関連資料
- 文書170 弹道ミサイル防衛に関する研究について
- 文書171 弹道ミサイル防衛（BMD）の研究
- 文書173 BMD説明資料（2件）
- 文書174 弹道ミサイル防衛日米共同技術研究にかかる平成11年度概算要求追加要求について
- 文書175 BMD
- 文書176 TMD関連資料
- 文書178 弹道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究について
- 文書179 弹道ミサイル防衛（BMD）について
- 文書180 参考資料集（弾道ミサイル防衛）
- 文書181 BMD日米共同技術研究13年度概算要求時想定
- 文書182 防衛次官発出書簡
- 文書183 弹道ミサイル防衛（BMD）
- 文書185 書簡
- 文書186 MOU
- ※ 文書番号は、原処分に係る行政文書開示決定等通知書の別紙の番号に合わせたものである。

別表1（不開示維持部分）

番号	文書番号
1	文書1、文書3ないし文書6（番号3以外の不開示部分）、文書7（番号3以外の不開示部分）、文書8（番号3以外の不開示部分）、文書9、文書11ないし文書14（番号3以外の不開示部分）、文書15、文書18、文書20、文書23ないし文書25（番号3以外の不開示部分）、文書28、文書29、文書31ないし文書42（番号3以外の不開示部分）、文書43、文書44、文書46（番号3以外の不開示部分）、文書68、文書69、文書105、文書117、文書119、文書121、文書123（番号3以外の不開示部分）、文書124、文書127、文書128、文書133、文書135ないし文書138、文書140（番号3以外の不開示部分）、文書141（番号3以外の不開示部分）、文書149、文書150、文書152、文書154ないし文書158、文書160、文書163、文書176、文書185及び文書186
2	文書17、文書19、文書21、文書22、文書26及び文書27、文書30、文書45、文書47ないし文書49、文書51ないし文書57、文書59ないし文書67、文書71ないし文書91、文書94ないし文書99（番号3以外の不開示部分）、文書100、文書102ないし文書104、文書106ないし文書116、文書120、文書125、文書126、文書129ないし文書132、文書134、文書143、文書147、文書151、文書153、文書159、文書161、文書162、文書164ないし文書171、文書173ないし文書175及び文書178ないし文書183
3	文書2、文書6ないし文書8、文書10、文書14、文書16、文書25、文書92、文書99、文書118、文書123、文書139、文書140、文書141、文書144、文書145及び文書148のパターン・コード及び発受信時刻

別表2（諮問庁が新たに開示する部分）

文書番号	頁	新たに開示する部分
文書3	1 頁目	全部（パターン・コード、発受信時刻及び本文は除く。）
文書4	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書9	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書12	1 頁目	全部
文書13	1 頁目	全部
文書15	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書17	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書21	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書22	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書24	1 頁目及び6 頁目	全部（パターン・コード、宛先及び件名は除く。）
文書25	3 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書26	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
文書27	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書28	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
文書29	1 頁目及び12 頁目	全部（件名の欄は除く。）
	3 頁目及び5 頁目	全部（件名及びパターン・コードは除く。）
文書30	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書31	1 頁目	全部（件名、（別紙の要点等）の欄及び欄外の手書きは除く。）
文書32	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書33	1 頁目及び8 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書34	1 頁目	全部
文書35	1 頁目	全部

文書36	1 頁目	全部（回覧先、件名及び（要旨の論点等）の欄は除く。）
文書37	1 頁目	全部（件名の2行目及び（要旨の論点等）の欄は除く。）
文書38	1 頁目	全部
文書39	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書40	1 頁目及び4 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書41	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書42	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
	9 頁目及び11 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書43	1 頁目	全部
文書44	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書45	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書46	1 頁目、 3 頁目、 9 頁目及び11 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
	7 頁目及び14 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書47	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
	3 頁目	全部
文書49	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
文書52	1 頁目及び2 頁目	全部
文書53	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	5 頁目ないし16 頁目	全部
文書54	1 頁目、 8 頁目及び41 頁目	全部
	15 頁目、 19 頁目、 22 頁目及び26 頁目	全部（件名の欄は除く。）
	37 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書55	1 頁目	全部

文書 5 6	1 頁目	全部
文書 5 9	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
	1 2 頁目	全部
文書 6 1	1 頁目	全部
文書 6 2	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 6 3	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	4 頁目、 1 5 頁目及び 1 7 頁目	全部
文書 6 4	1 頁目	全部
文書 6 5	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 6 6	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 6 7	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	3 頁目ないし 8 頁目	全部
文書 6 8	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 6 9	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 1	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 2	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 3	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 4	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 5	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 6	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書 7 7	1 頁目	全部（件名及び協議先の欄は除く。）

文書78	1 頁目	全部
文書79	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	3 頁目、 7 頁目及び8 頁目	全部
文書80	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
文書81	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
文書83	1 頁目及び3 頁目ないし5 頁目	全部
文書85	1 頁目ないし3 頁目、 7 頁目及び8 頁目	全部
文書86	1 頁目及び2 頁目	全部
文書87	1 頁目及び2 頁目	全部
文書88	1 頁目及び2 頁目	全部
文書90	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書91	1 頁目	全部
文書95	17 頁目ないし19 頁目	全部
文書97	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書98	1 頁目及び9 頁目	全部
文書99	10 頁目	全部
	26 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書103	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
	4 頁目	全部
文書104	1 頁目及び11 頁目	全部
文書105	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
	3 頁目及び4 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書106	1 頁目	全部（（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書107	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書108	6 頁目、 10 頁目、 14 頁目及び24 頁目ないし26 頁目を開示	全部

文書109	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書110	1 頁目	全部（件名は除く）
文書111	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書112	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書114	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書115	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	6 頁目	全部
文書116	1 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書117	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書119	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書120	1 頁目	全部
	4 頁目	全部（上部欄外の手書きの部分は除く。）
文書123	1 頁目及び3 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
	7 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書124	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書125	1 頁目、 3 頁目、 5 頁目、 8 頁目、 29 頁目、 51 頁目、 75 頁目、 98 頁目、 101 頁目及び 105 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	11 頁目、 21 頁目、 33 頁目、 43 頁目、 54 頁目、 64 頁目、 72 頁目、 80 頁目及び 90 頁目	全部

文書126	1 頁目	全部（件名2行目及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
文書128	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書129	1 頁目	全部
文書130	1 頁目及び5 頁目	全部
文書131	1 頁目、13 頁目及び27 頁目	全部（件名及び（別紙の要点等）の欄は除く。）
	4 頁目、17 頁目及び31 頁目	全部
文書132	1 頁目、4 頁目及び14 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
	21 頁目	全部
文書134	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書135	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書136	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書137	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
文書138	12 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
	30 頁目及び31 頁目	全部
文書139	1 頁目及び5 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書143	1 頁目及び2 頁目	全部（本文は除く。）
	3 頁目	全部
文書147	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書149	1 頁目	全部（発受信時刻及び本文は除く。）
	2 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
	4 頁目	全部（パターン・コード、発受信時刻及び本文は除く。）
	6 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書150	1 頁目、3 頁目及び34 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書151	1 頁目	全部（パターン・コードは除く。）

文書152	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
	3 頁目及び5 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書153	1 頁目	全部
文書154	1 頁目	全部
文書155	1 頁目	全部（パターン・コード及び発受信時刻は除く。）
文書156	1 頁目	全部（パターン・コード、発受信時刻及び本文は除く。）
文書157	1 頁目及び3 頁目	全部（パターン・コードは除く。）
文書164	1 頁目	全部（件名の欄は除く。）
	2 頁目	全部
文書169	13 頁目ないし15 頁目	全部
文書170	1 頁目	全部
文書175	1 頁目	全部
文書180	1 頁目	全部